

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号								
狭山	都市計画 区域名								
狭山市	市町村名								
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	期日及び時間	平成二十八年 五月二十三日 午前十時三十 分から							
	場 所	狭山市市民交 流センター 三階第一ホー ル							
	提出期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで							
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、狭山市都 市計画課							
	閲覧期間	平成二十八年 四月十二日か ら平成二十八 年四月二十六 日まで							
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、狭山市 都市計画課							
	公聴会								
	公述申出書								
	都市計画の構想								

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。